

令和元年

第4回飯舘村議会臨時会会議録

自 令和元年5月30日
至 令和元年5月30日

飯 舘 村 議 会

令和元年第4回飯舘村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	5. 30	木	本会議	午前11時00分	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 議案審議 閉 会

令和元年5月30日

令和元年第4回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）

令和元年第4回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	令和元年5月30日（木曜日）					
招 集 場 所	飯舘村役場 議会議場					
開閉会の日	開会	令和元年5月30日 午前11時00分				
時及び宣告	閉議	令和元年5月30日 午後 2時03分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席 8名 欠席 1名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	佐 藤 健 太	○	2	長 正 利 一	○
	3	佐 藤 一 郎	○	4	高 橋 孝 雄	△
	5	高 橋 和 幸	○	6	渡 邊 計	○
	7	佐 藤 八 郎	○	8		
	9	相 良 弘	○	10	菅 野 新 一	○
署名議員	7番 佐 藤 八 郎		9番 相 良 弘		1番 佐 藤 健 太	
職務出席者	事務局長 但 野 正 行		書 記 高 橋 由 香		書 記 原 田 朋	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	菅 野 典 雄	○	副 村 長	門 馬 伸 市	○
	総 務 課 長	高 橋 正 文	○	住 民 課 長	石 井 秀 徳	○
	健康福祉課長	細 川 亨	○	復興対策課長	村 山 宏 行	○
	建 設 課 長	高 橋 祐 一	○	教 育 課 長	遠 藤 哲	○
	教 育 課 長	三 瓶 真	○	生涯学習課長	藤 井 一 彦	○
	代表監査委員	高 橋 賢 治	○	農 業 委 員 会 長	菅 野 啓 一	△
	農 業 委 員 会 長	山 田 敬 行	○	選 挙 管 理 委 員 会 長	伊 東 利	△
	選挙管理委員会書記長	高 橋 正 文	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年5月30日（木）午前11時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第42号 深谷地区多目的交流広場整備工事請負契約について
- 日程第 5 議案第43号 飯舘村役場庁舎改修工事請負契約について
- 日程第 6 議案第44号 飯舘村活性化施設（いちばん館）機能回復工事請負契約について
- 日程第 7 議案第45号 農業水利施設等保全再生事業ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事（入山田・山田地区）請負契約について
- 日程第 8 議案第46号 災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業農業集落排水管路工事（草野第1地区・草野1期②）請負契約について
- 日程第 9 議案第47号 深谷復興拠点備品（深谷地区多目的交流広場設置備品）の取得について

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員 8 名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第 4 回飯舘村議会臨時会を開会します。

（午前 11 時 00 分）

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

去る 5 月 10 日に開催されました相馬地方町村議会議長会議において、菅野新一議長が会長に就任されております。

次に、本臨時会に村長から送付ありました議案は、その他案件 6 件であります。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。総務文教常任委員会が 5 月 8 日に所管事務調査のため開催されております。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。議会改革特別委員会は 4 月 26 日、所管事項審査のため、東京電力福島第一原子力発電所事故復興対策特別委員会は 5 月 13 日に東京電力福島第一原子力発電所構内視察、広報編集特別委員会は 5 月 22 日に町村議会広報研修のために開催されております。

次に、議会運営委員会が本日、本臨時会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から、平成 31 年 4 月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

次に、高橋孝雄議員から体調不良のため本臨時会に欠席の申し出がありました。

以上であります。

◎日程第 1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、7 番 佐藤八郎君、9 番 相良弘君、1 番 佐藤健太君を指名します。

◎日程第 2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長(菅野新一君) 日程第3、村長提出議案第42号から議案第47号を一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長(菅野典雄君) 本日、ここに令和改元後初となる第4回飯舘村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところ、このようにご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、深谷地区復興拠点整備事業の集大成とも言える深谷地区多目的交流広場整備工事等の入札が終了いたしまして仮契約を結びましたので、ご承認をいただきたく招集をさせていただきました。

それでは、提出しました議案についてご説明を申し上げます。

議案第42号であります。深谷地区多目的交流広場整備工事請負契約についてでございます。5月23日に7社による指名競争入札を行った結果、関場建設株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は7億4,520万円でございます。

議案第43号は、飯舘村役場庁舎改修工事請負契約についてでございます。5月23日に7社による指名競争入札を行った結果、庄司建設工業株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は1億670万4,000円でございます。

議案第44号は、飯舘村活性化施設、いわゆるいちばん館であります。この機能回復工事請負契約についてでございます。5月23日に7社による指名競争入札を行った結果、庄司建設工業株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。契約金額は9,482万4,000円でございます。

議案第45号は、農業水利施設等保全再生事業ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事、入山田・山田地区であります。この請負契約についてでございます。これも5月23日に8社による指名競争入札を行いました。その結果、滝建設工業株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。契約金額は6,156万円でございます。

議案第46号は、災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業農業集落排水管路工事でございます。草野の第1地区、草野1期②でございます。これも同じ日に7社による指名競争入札を行った結果、荏原実業株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。契約金額は1億5,768万円でございます。

議案第47号は、深谷復興拠点備品、深谷地区の多目的交流広場に設置する備品のその取得についてでございます。5月23日に1社による見積もり合わせを行った結果、有限会社アカデミアが落札いたしましたので、その物品購入契約について議決を求めるものでございます。契約金額は1,650万円でございます。

以上が、本日提出しました議案の概要であります。どうぞよろしくご審議の上、御議決

を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前 11 時 07 分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 10 分）

◎日程第 4、議案第 42 号 深谷地区多目的交流広場整備工事請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第 4、議案第 42 号深谷地区多目的交流広場整備工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

6 番（渡邊 計君） この予算の出どころというか、復興予算なのか、村単なのか、その辺をお教えてください。

総務課長（高橋正文君） 財源ということでございますが、議案第 42 号の深谷地区多目的広場整備工事については復興関連予算でございます。

6 番（渡邊 計君） では、42 号について質問したいと思います。

設置遊具 12 基となっていますが、これは主にどんなものかということと、ちょっと図を見ますと、ごみ捨て場というか、ごみかご等はどのようになっているのか、お教えてください。

総務課長（高橋正文君） まず、初めに遊具 12 基ということでございますが、説明資料の 2 ページをごらんいただきたいと思います。

まず、左のほうからいきますと、上のほうから動物型遊具、左の上のほうですね。その下が子供の家型遊具。その下、ラバーボールとありますけれども、これは 3 基設置します、ラバーボールですね。真ん中寄りにきて上のほうですね、サイロ型滑り台、これも遊具です。あと、そのちょっと右下、牛小屋のパーゴラ、これも遊具です。その下、スプリングシーソー、あとベンチの下にミニシーソー、これも遊具です。あと、真ん中の一番上ですね、ツリーハウス、これも遊具です。あと、一番右の建物の右下ですね、ふわふわドームと、これが合わせて、ラバーボールは 3 つありますけれども、合わせて 12 基ということでございます。

ごみ箱については、この図面には落ちておりませんが、公園内、まだはっきりした数字が出ておりませんが、あとどのような形になるかというののもちょっとこれから詰めなければいけませんが、数カ所、ごみ箱は設置するという予定をしております。

6 番（渡邊 計君） ここに工事の期間、工期書いていないんですが、工期と、それとオープン時期はいつごろということに考えているんでしょう。

総務課長（高橋正文君） 今年度、31 年度の工期については、令和 2 年 3 月いっぱいまでの工期でございます。ただ、今年度完成できない場合は繰越明許となりまして、開園時期につ

きましては、令和2年の秋ごろを今のところ想定しております。繰越明許になった場合です。

7番（佐藤八郎君） ただいま工期の件ありましたけれども、それぞれの工事に関して、工期が示されていないものは、年度末、3月31日というふうに理解していいのでしょうか。

あとは、入札率について、非常に、大分古い時代からすれば、入札率がほとんど100%に近いものになっているということで、この8社の予定価格の考え方、請負契約者のほうの数値の出し方、金額の出し方、基本的には実施単価制でなかなかそういう意味では近いのかなというふうには。この流れを少し、計算の、工事価格の出し方ね、この辺。99.7といったら、競争原理全然働いていないのか、こういう現状にあるのかどうか、今の社会情勢からして。

あと、もう1点。この植栽工、大分8,300本使い植栽をするわけですが、この維持管理の考え方はどういうふうにしていくのか伺います。

総務課長（高橋正文君） それでは、私からは1点目の工期についてご説明いたします。

まず、工期の記載あるもの、ないものあるということでございますので、説明資料ではありますが、今後議案として出す場合は工期のほうを明確にお示ししたいと思います。

あと、3点目の植栽について、8,000本、鉢とかなり多くの数植えるわけですが、維持はどうするんだということでございますが、例えばこの5,000鉢の内訳若干申し上げますと、野芝とかスイセンということでございます。中低木については、柳とか梅、ツツジ等を植えるということでございます。議員おっしゃるとおり、維持費が将来的に心配されるわけですので、このような余り手のかからない植栽をして、維持経費が余りかさまないように工種といいますか、このような工事で進めてまいりたいと考えております。

副村長（門馬伸市君） 私からは2点目の落札率の関係についてお答えをいたします。

実は、予定価格と落札率がほぼ99から100ぐらいのところに落ちついているというのは、飯舘村に限らず全国状況であります。平成17年に公共工事の品質確保に関する法律というのができまして、いわゆる品確法ですね。それはなぜできたかという、皆さんもご承知かもしれませんが、以前手抜き工事、見えないところを手を抜いて、例えばビルディングが崩れたとか、そういうのがいっぱいありました。それで、安かろう悪かろうということではとても危険きわまりないということで、この法律によって、予定価格を正当な理由なく切るというのは、これは法律違反ということで罰せられることになりました。それは国の国交省のほうからも何度か各自治体、全国の自治体に通達も出されておりますし、現在もそれは法律として生きていますので、ひどい自治体は公表されると、法律違反をした自治体は公表されるという厳しい通達が来ております。そんな関係で、設計の単価というのは正当な公共性のある単価で設定されていますので、それを使う以上はやたらに予定価格、設計よりも予定価格を下げるというのは、法律で罰せられるというふうになったものですから、ほとんど100%に近い形で入札がされると。

業者はなぜ予定価格を公表していないのかわかるのかという話ですが、実は設計単価というのは、これは物価、歩掛かりというんですかね、それはもう全部民間のほうでわかっているんですね、単価。だから、数量だけは入札のときに公表しますけれども、その数量

を入れれば金額が出るようにソフトができていますから、それは間違いなく同じような数字でわかると、こういうシステムなんですね。

ですから、村としては、以前はかなり、この法律ができる前は、相当予定価格を切って入札に臨んだというのがありますが、この法律ができてからはそれができないと。工事以外は、それは物品購入とか、そういうのはできますが、工事については、手抜き工事は一切そういうのは許されないということで、予定価格の値切りはできない。こういうことです。

7 番（佐藤八郎君） 今副村長から説明ありましたけれども、どうしても設計の部分で、もう実質単価的なものが出るので、工事価格はそれと数と場所なりいろいろあるんでしょうけれども、多少はね。だから、余り変わらないという流れですけれども。

あとは、この業者選定については、年度当初なりなんかに、業者、申請願を公表の中で決めていらっしゃるのか。業者選定はどういう流れになっているんでしょう。

総務課長（高橋正文君） 業者選定については、指名願というのが、入札参加資格申請というのがございまして、それが2年に1回更新ということになっております。今年度から、平成31年、令和元年度から新たな指名願が適用される年になる。31、32年分が30年度末に申請があつて、それを受理した業者さんが村の登録になると。その中から各種工事に合う業者さんを指名委員会のほうで選定して、指名競争入札に指名するというような流れになっています。

7 番（佐藤八郎君） 指名願は毎年あるということですか。

総務課長（高橋正文君） 2年に1回でございます。今年度については、平成で言うと、31、32年分が今年度から該当になると。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

1 番（佐藤健太君） 私からも数点。この設計自体、原案というか、これはどなたの設計かということと、全体のこの公園に関してのコンセプトというものはあるのかどうかを。

総務課長（高橋正文君） 設計会社、ちょっと記憶にないので、後でお答えします。

コンセプトにつきましては、構想ですね。当初、村とこの設計会社のほうで基本構想というのを調整させていただいて、その基本構想がまとまった。村の意向、あと住民がどのような公園が欲しいかというような意向を調整しまして、その設計会社さんへ仕様書としてお願いをして本設計を組んでいただいたというような流れであります。

1 番（佐藤健太君） これは地元の皆さんたちと何回か意見交換なんかをされて、これが、原案ができたということですか。

総務課長（高橋正文君） 地元の皆さんとの意見交換、意向というのはいただいております。

1 番（佐藤健太君） じゃあ、ちょっと質問を変えてですけれども、先ほども質問あったんですけれども、全体の維持管理費をどのくらい見込んでいて、その財源はどこからということを考えていますか。

総務課長（高橋正文君） この多目的広場の維持管理については、運営の方法によっても大分違ってくると思います。従業員を何人とか、植栽の管理を年に何回とか、いろいろそれによって変わってくると思います。ただ、先ほど八郎議員からもありましたように、ランニ

ングコストというのは将来心配になりますので、できるだけコストのかからないような維持管理方法をこの竣工までにはつくっていきたいと考えております。

先ほどの設計会社ですが、土木のほうが株式会社ヘッツ、建築のほうが邑建築事務所というところ。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

5 番（高橋和幸君） 私のほうからもちょうと一、二点ほど。議案第42号に関しまして、以前の全協でも地図で示していただいて、また、きょうの議会運営委員会のほうでも総務課長より説明を受けたんですけれども、これだけの広大な遊び場というか、公園ですから、水飲み場、洗い場、休憩場などはどのような設置方法になっているのかを教えてください。

総務課長（高橋正文君） 議員おっしゃるとおり、1万2,000平米というかなり広いということがございますが、水飲み場ということでもありますけれども、ここで申し上げますと、牛小屋のパーゴラの上あたりに立水栓というのがございます。ここは樹木に水をかけたりする栓でございますが、こういうところに、水飲み場何カ所設置するかはあれなんですけれども、数カ所手洗い場等を設置する予定はしております。

休憩場につきましては、休憩場という場所のエリアは設定しておりませんが、高木の下あたりにベンチ等あるところがありますが、こういうところ。あとは、北側のほうになるところでも、木の木陰みたいなところにもベンチ等を設置して、あと、この東側ですか、この辺が木陰になって休憩場として利用いただくようになると思います。

5 番（高橋和幸君） あと、確認でお聞きするんですけれども、トイレの設置箇所、設置台数などはどうなっていますか。

総務課長（高橋正文君） この公園、園内には特に単独でトイレというのは設置はいたしません。建物のほう、木造平家建ての建物の後ろに四角いところがかくついていると思うんですが、ここに外からも公園からも利用できる、外から入ってこられるようなトイレの設置を予定しております。台数につきましては、ちょっと資料を持っていませんが、男子が5基ぐらいだったと思います。女子についても5基程度だったと思います。

5 番（高橋和幸君） 建物の中にトイレを設置するというので、屋内に設置するということがもう既定路線でしょうか。屋外は検討されないのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） このトイレは土足のまま入ってトイレに行けるということですので、これ以外には、別棟では、トイレは予定はしておりません。屋外からも靴のまま入れるということの設置でございます。

5 番（高橋和幸君） 済みません。何度もトイレの件をお聞きしたのは、学校のほうにも視察に行きまして、できればいいんですけれども、大人が使ってみたら狭くて使いづらいと。ふれあい館もトイレが遠いと。道の駅も実際にきてみたら、建物はあんなに立派ですけれども、団体客が来ると数が少ない、混んで仕方ない、バスの運転手も飯館の道の駅は不便だからとまらないようにするという、そういう声が多々ありまして、なので、トイレの件をちょっと執拗にお聞きしたんですけれども。あくまでも子供たちが使う場所、子供たち第一優先の場所ですので、見た目だけにこだわらず、ぜひとも子供たちが本当に楽しめる場所、使用しやすい利便性を求めて、よりよいものをつくってもらえるようにとお願いを

申し上げます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

2 番（長正利一君） このような立派なものをつくる。そして、夜はこの門、出入り口を閉めてやるのか。年がら年中24時間利用できるのかをお聞かせ願う。

総務課長（高橋正文君） 建物のほうは、夜の場合はもちろん施錠して閉めるということになります。公園については、いろいろ防犯上のこともありますので、チェーンを回すとか、その辺はこれからの相談になりますが、できるだけ防犯上に配慮した公園の開閉時間というのも考えていきたいと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしを認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第43号 飯舘村役場庁舎改修工事請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第5、議案第43号飯舘村役場庁舎改修工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

6 番（渡邊 計君） これもちょっと工期は書いていないんですが、恐らく3月31日なのかなと思うんですが、実際3月31日まで果たしてこんなのんびりやっていたい工事なのかどうかという考えもあるんですけども、特に空調関係などはできるだけ早くという思いがあるんですけども、あくまで工期は3月31日までということですか。

総務課長（高橋正文君） この役場庁舎改修工事の工期につきましても、議決日から令和2年の3月いっぱいまででございます。

6 番（渡邊 計君） この工事に関しては繰り越しということはないということでもいいんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） この工事につきましては今年度の完了を予定しております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

5 番（高橋和幸君） 議場空調設備に関してなんですけれども、これまでも数人の議員さんから設備の要望があったと思うんですけども、そのたびに予算がということで、あと、ビデオ配信が始まりまして、その録画機能もと言ったら、その予算が幾らかかるということで却下され続けたわけなんですけれども、なぜ今回これ設備ができるようになったのかと、また、その財源。お金がかかるからできないと言っていたんですけれども、その財源はどこから来るのかを教えてください。

総務課長（高橋正文君） 予算委員会のときもご質問いただきまして、空調については、財源がないので、なかなか厳しいというお答えをさせていただいておりました。ただ、今回庁舎改修工事の工事内容を精査していきまして、さまざまな工事を必要、不必要の取捨選択して圧縮した場合、要望があった議会の空調についても、何とかこの工事、予算内で見られるということで、今回この工事の中に空調工事を盛り込ませていただいたということでございます。

財源については、先ほど申し上げましたとおり、一般財源でございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしを認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第44号 飯舘村活性化施設（いちばん館）機能回復工事請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第6、議案第44号飯舘村活性化施設（いちばん館）機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第45号 農業水利施設等保全再生事業ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事（入山田・山田地区）請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第7、議案第45号農業水利施設等保全再生事業ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事（入山田・山田地区）請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） この工事、飯舘村内のため池全部やるということになると大変な事業かなというふうに思いますけれども、これまでと今後の計画と違いますか、見通しと違いますか、村長が国に要望しているものとか、そういうものあればお答え願う。

建設課長（高橋祐一君） ため池の今後の計画見通しということと、あと要望ということですが、現在村内には70カ所の台帳記載のため池がございます。その中で、長泥部分ともう既に放射線が下がっている部分を除きますと、67カ所の調査をすることにはなっております。

昨年度、15カ所の放射線調査、ため池調査をしております。その中で、14カ所については8,000ベクレル以上ということで、放射線対策が必要ですよというふうな結果をもとに、今年度5カ所の計画ということで、今回この議案についてはその一部というふうな流れになっております。

今年につきましても、残りの分の27カ所の調査をしていく予定になっております。残りの25カ所については来年度調査というふうな形で、このため池の放射線対策については今回初めての工事になります。

ため池の対策工事の中には、水を入れたままとか、今回のように水を引いた工法とか、いろんな工法がございまして、水を引いた工法がほかのところでもやっていないと、今回村のほうでも初めてということで、この状況を踏まえて今後の工事の計画は決めていきたいというふうに思っています。ただ、調査に関しては、来年度までは調査をして進めていくというふうな方向になっております。

国のほうの要望につきましては、これは加速化交付金の中でやっておりますので、全ての地区、今後調査が終わった段階で、工事費ということで要望してまいりたいというふうに思っています。

6 番（渡邊 計君） 今回落水状態で除染ということなんですが、今後のこれをやってみての見通しになると思うんですが、今回、この水を抜いたことで、その下で農業をやっている方とかの、農業をやっている人に被害というか、そういう水が足りなくなるようなことはないんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） その点につきましては、いろいろ調査をして、あと地元のほうと話をいたしまして、作付状況を確認しながらやってきております。もし水を使うようなところであれば、水を抜かない工法等の検討もこれから入れるかというふうに思っています。

6 番（渡邊 計君） 今後もため池の除染は続くと思うんですが、ため池を除染した場合の汚染土はどこか仮置きするのか。それとも、今国で決めている双葉、大熊地方にすぐに搬送するのか。その辺はどうなっているんでしょう。

建設課長（高橋祐一君） この工事に関しましては、8,000ベクレル以上の特定廃棄物ということになっておりますので、基本的には国のほうで最終的に処分してもらおうと。流れとしましては、ため池で袋詰めまで本工事で行いまして、そこからの運搬、処分に関しては環境省のほうで進めるというふうな流れになっております。ため池自体の一時仮置きということでため池の周辺に置くというだけで、それ以外の仮置き場については村のほうでは準備はしていないという形です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第46号 災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業農業集落排水管路工事(草野第1地区・草野1期②)請負契約について

議長(菅野新一君) 日程第8、議案第46号災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業農業集落排水管路工事(草野第1地区・草野1期②)請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番(佐藤八郎君) この工事も、今後、村全体にしていくには相当なものがあるというふうに思いますけれども、順次、行政区1区、2区、3区というふうに、長期的にしていくのかどうか、見通しをお聞かせ願いたい。

建設課長(高橋祐一君) 本工事につきましては農業集落排水路の管路というところで、村内には草野の処理場と飯樋の処理場というふうな2カ所になっております。

今回の工事に関しましては草野の一部というところで、その一部につきましては県道を除いた部分のエリアの管ということで考えております。残りににつきましては、草野の部分の県道部分につきましては、次年度以降ということで、バイパス工事等の迂回路的な部分があるものですから、その工事についてはちょっと年度をずらすという形になっています。

もう一つの飯樋のほうにつきましては、今設計、積算中でございます。そういう意味で、できれば今年度工事を発注できるような状況にしていきたいというふうに思っております。

議長(菅野新一君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第47号 深谷復興拠点備品(深谷地区多目的交流広場設置備品)の取得について

議長（菅野新一君） 日程第9、議案第47号深谷復興拠点備品（深谷地区多目的交流広場設置備品）の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 3月の議会の中で、この問題いろいろ意見ありましたけれども、今の村民の帰村されての生活の中でそれほど彫刻が必要なのかということではいろんな議論ありましたけれども、予算では3,000万円という予算でありましたけれども、それから今に至ってなぜ半分近くの予算になっているのかと、その3,000万円必要性がなくなった理由、経過をお聞かせ願いたい。

村長（菅野典雄君） この事業の財源は、ふるさと納税者の趣旨に沿うという形でありますけれども、議会の皆さん方からいろいろご指摘をいただいた、ご意見もいただきましたので、2基というつもりだったわけでありましてけれども1基にということでお願いをできればということで、今回、入札にかけて落ちているということでもありますので、何とぞご理解をいただければと思います。

基本的には、やはり子供たちがなかなか帰らないというところ、ほかの自治体よりは圧倒的に戻ってきていただいています、さらにさらに多くの人たちが飯舘村に足を運んで、親子連れで来ていただくということになりますと、今この7億相当の公園というものも必要なのかなと。ただ、管理の問題はこれから真剣に考えていかなければならないと思いますが、その中にどれだけやっぱりほかの皆さん方にぜひ行ってみたいと、こういうものを考えますと、1基だけはぜひお願いをして皆さん方に足を運んでいただけるものになるんじゃないかと、このように思っていますので、ご理解をいただければと思います。

7番（佐藤八郎君） 私は予算委員会で今この公園にこれが必要だというふうに思えなかったのでありますけれども、議員の中では多数の方が2基必要なんだということで予算を通したんですけれども、通された予算をこの6月の臨時会の中で半分にするという、議会に何らお話があったわけでもないし、経過としては今村長が議会などのとかという話ですけれども、議会が予算を2基分ということで通したことに對して、どういう経緯をもって半分ということになって提案されているのか。議会との打ち合わせか何かあったんでしょうか。

村長（菅野典雄君） この前の全協でその旨の話はさせていただきました。2基の予算はいただいたわけでありまして、いろいろ皆さん方からの心配もあったわけでありまして、何とか1基だけは設置させていただければということで、今回半額ちょっとのところの予算で注文をしていきたいと、このように思っているところであります。

7番（佐藤八郎君） 議会もこのことに関してはいろいろ住民の声いっぱい聞きながら採決に至ったわけです。それを押して、議会などの心配もいただいたからというお話ですけれども、最初から心配して半分にするんだったら、そういう提案もあったんじゃないでしょうか。

村長（菅野典雄君） 私も、今も2つよりは3つ、3つよりは4つあったほうが、もちろん同じものではないですけども、あったほうが良いとは思っていますが、佐藤八郎議員を初め、いろいろなご意見をいただきましたので、どうしても2つも3つもということではなくていいんじゃないかと。その中で、もっといろんな方法を考えながら、皆さん方に喜ばれ

るものにしていこうと。ただ、1つだけはやっぱりぜひお願いをしたいということで、今回このような提案をさせていただいたところであります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

2 番（長正利一君） 今この件について八郎議員のほうからも質問ありましたけれども、私はこの予算委員会の中でもいろいろ議論し、勇気を持って2基の3,000万円については、ふるさと納税の趣旨がそういうふうな目的が決まって、こういうことに使いますよという提案がありましたので、これからの飯舘村にやはりもとの活気を戻そうという一つの試みから、心を鬼にしてやはり賛成をした1人でございます。ただ、今村長の答弁にもありましたけれども、この件について本当に賛否両論があって、村長の回答も、お話も理解できないわけではございませんけれども、やはり我々が決したことについては実行していただかないと、いかななものかというふうに思っている。

2基のものを1基にするということで、いろいろ公園のほう図案がありましたけれども、そのような予算化をしてイメージをしてやった部分で大きな乖離はないのか。そこら辺、お聞かせ願いたい。

村長（菅野典雄君） 公園ですので、ベンチがやっぱりあちこちに必要だろうというのは、先ほど別な議員からも質問があったところであります。当然、木調のはありますけれども、なかなかやっぱりブロンズ像のベンチというのはどこにでもあるわけではございませんので、そういう意味では2つぐらいあっていいんじゃないかというふうに思ったところであります。その作者はあるところに男性の形のと女性の形のがありますから、そういう意味で2つという話を上げさせていただいたんですが、今お話がありましたように、いろいろなご意見があるようですから1つにさせていただいて、できるだけやっぱり皆さんに喜ばれるようなことということでありますから、ベンチは1つにしたけれども、また何らかの形で皆さんに喜ばれるようなものにやっぱりこれから工夫したり、あるいは、いろいろな善意をいただいたりしてやっていければと、このように思って今回半分にさせていただいたということでありますので、何とぞご理解をいただきたいと思います。半分にしたらといって決して諦めたわけでもありませんし、しっかりといいものにしていく、その気持ちは全く変わりはございません。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

1 番（佐藤健太君） このブロンズのベンチについてですけれども、これを決定するまでにどのようなプロセスがあったのかということ。協議会か何か立ち上げてこれにするというふうに決めたのかどうかをお願いします。

村長（菅野典雄君） プロセスは何もありません。議会から反対の意見があったものですから、その人たちの気持ちもやっぱりある程度酌まなければならないという中でやっただけの話であります。

1 番（佐藤健太君） 減らしたことでなくて、このブロンズ像にしようというふうに決定した。

村長（菅野典雄君） 先ほどもお話をさせていただきましたように、いろいろあちこちにベンチはありますし、公園には必ずありますが、少なくとも美術品の椅子は私はそうあるもの

ではないというふうに思っています。それが飯舘村にはあるんだよというところがこれからいろいろな形でプラスになってくるのではないかと、このように思っただけで今回上げさせていただいたということでもあります。以上であります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

1 番（佐藤健太君） 予算委員会のために私からも協議会か何か立ち上げて話すべきじゃないですかということは申し上げたんですけども、特にそういうプロセスはなく、もう決まっていたということではないですかね。

村長（菅野典雄君） 協議会というのをどのように考えていらっしゃるかわかりませんが、少なくとも芸術品、美術品に協議をしてイエスだ、ノーだという話では全くないと思います。それぞれの感じ方の中でこれはいいということになれば、少なくとも私の思いはありましたけれども、少なくとも役場の中の協議の中では、やはりこの公園をよくするためにはいいのではないかと、そういう合意の中で進めて予算を上げさせていただいたということでもあります。

5 番（高橋和幸君） 私はこの件に関しましては賛同した者ですので、委員会のときから本会議で採択をして、さまざまなご意見をその後に私も受けましたけれども、私は私の考えと観点のもとにこれを賛同したのであって、委員会の場ではっきり申し上げられない。でも、村長、副村長、また総務課長の答弁の中において、予算があるから全部使うのではないと、できるだけ削れるものは削る、削減するというお言葉を聞いて、私は賛同し、その結果、2 億 3,000 万円から 1 億 1,600 万円、この削減を図っていただいた村長、行政に私からは厚くお礼を申し上げます。

そしてその上で、ベンチとはまた関係なくなるんですけども、取得目的について書いてあります。子供たちの情操教育とあります。この件に関して、以前、前任者の中井田教育長にもお聞きしたことが別であるんですけども、中井田教育長は、私以前の議会でも申し上げましたけれども、すごく尊敬している方で大変ご立派な方とおっしゃるけれども、学校関連の予算のお話を議会でしたときに子供たちの情操教育はと聞かれたら、壁に何か張ったり塗ったりすることが情操教育みたいなことを述べていたので、その点についてはちょっといかなものかなと思ったんですけども。新たにおつきになられた教育長にお伺いしますけれども、教育長が考える子供たちの情操教育とはどういうものだと思いますか。

教育長（遠藤 哲君） 情操教育といいますか、美術関係に関して言いますと、実は来年度から完全実施される新学習指導要領にも、生活をですね、生活を美しく豊かにする、こういった造形や美術の働き、あるいは美術文化について深い理解を育てようという、そういう改定のポイントがありまして、つまり、壁にという話もありましたが、それ以外にもやはり生活の場にどんどん美術作品を取り入れて、そして、この作品のように実際に触れるとすることができる。こういったことで、学校教育だけでなく、全ての場面で情操教育、美術教育というのができるのではないかなと思っています。以上です。

議長（菅野新一君） 和幸君、これ契約についてですから、一応議題外に近い質問になりますから。

ほかに質疑ありませんか。

9 番（相良 弘君） 消費税のことでございます。前にも説明受けたんですけれども、まだ理解できない点がございまして、お聞きします。

消費税は、通常ですと契約時点で何%かということなんですけれども、この設置の契約はいつするかわからないんですけれども、これだと取得金額からもう10%の消費税で金額が示されております。それで、この契約と消費税の関係、もう一度。消費税は今年の10月からなものですから、その辺の説明をよろしくをお願いします。

総務課長（高橋正文君） 消費税の考え方ということでありますが、正直申し上げますと、現段階での契約については業者さんによっても違いますし、工事、あと委託なんかでも違います。現段階で契約する場合は8%で締結するのが基本となっております。ただ、10月から例えば10%に上がった場合、委託料などは9月までは8%、10月期からの消費税は10%というようになるわけなので、そういう場合は変更契約で対応する予定をしております。ただ、先ほど申し上げました契約によってさまざまな事情が違いますので、県のほうの見解でも、その契約、契約によって個々に判断していただきたいというような現段階では回答を得ています。ですから、10月の消費税10%になった場合、明確な対応も国、県から示されると思います。ただ、村としては8%から10%に上がっても、8%からそのまま8%でいったとしても、法律に違反しないように、適正な契約内容になるように、その個々の契約について遺漏のないように対応していきたいと考えております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

議長（菅野新一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第4回飯舘村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまです。

（午後2時03分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年5月30日

飯 舘 村 議 会 議 長

菅野 新一

同 会議録署名議員

佐藤 八郎

同 会議録署名議員

相良 弘

同 会議録署名議員

佐藤 健太